

適正化法關係

適正化法関係

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（抄）

昭和30年 8月27日 法律第179号
最終改正：令和元年 5月31日 法律第 16号

第1章 総 則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

（定 義）

第2条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
- (3) 利子補給金
- (4) その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
- (2) 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受け、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第1号の給付金の交付又は同項第2号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者

をいう。

- 7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和22年法律第34号）第21条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。

（関係者の責務）

第3条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

- 2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

（他の法令との関係）

第4条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第2章 補助金等の交付の申請及び決定

（補助金等の交付の申請）

第5条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定）

第6条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

- 2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る

補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

- 3 各省各庁の長は、第1項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。
- 4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

第3章 補助事業等の遂行等

（補助事業等及び間接補助事業等の遂行）

第11条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

- 2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第2条第4項第1号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

（状況報告）

第12条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

（補助事業等の遂行等の命令）

第13条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて

遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第15条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第16条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

- 2 第14条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

第4章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第17条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一

部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第8条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第18条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第1項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

第5章 雑則

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第24条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延さ

せ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第24条の2 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第26条の2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等(申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。)については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第26条の3 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

第6章 罰則

第29条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）

昭和30年9月26日 政令第255号
最終改正：令和3年3月31日 政令第88号

（定 義）

第1条 この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁」又は「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（中略）第2条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。

（補助金等とする給付金の指定）

第2条 法第2条第1項第4号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第55号から第193号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。

(10) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

第13条第2項の規定による交付金

(17) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和

37年法律第150号）第3条第1項及び第4条第5項の規定による交付金

(65) 後進地域特例法適用団体等補助率差額及び後進地域特例法適用団体補助率差額

（補助金等の交付の申請の手続）

第3条 法第5条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所

(2) 補助事業等の目的及び内容

(3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画

(4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

(5) その他各省各庁の長（中略）が定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。

(1) 申請者の営む主な事業

- (2) 申請者の資産及び負債に関する事項
 - (3) 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
 - (4) 補助事業等の効果
 - (5) 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
 - (6) その他各省各庁の長が定める事項
- 3 第1項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。

(事業完了後においても従うべき条件)

第4条 各省各庁の長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

(国の会計年度終了の場合における実績報告)

第8条 法第14条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となつた計画に比して変更がないときは、この限りでない。

(補助金等の返還の期限の延長等)

第9条 法第18条第3項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長(中略)に提出しなければならない。

3 各省各庁の長は、法第18条第3項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

(処分を制限する財産)

第13条 法第22条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- (1) 不動産
- (2) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック

- (3) 前2号に掲げるものの従物
 - (4) 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
 - (5) その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの
- (財産の処分の制限を適用しない場合)

第14条 法第22条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
- (2) 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

2 第9条第3項から第5項までの規定は、前項第2号の期間を定める場合について準用する。

3 農林畜水産業関係補助金等交付規則（抄）

昭和31年4月30日 農林省令第18号
最終改正：令和元年5月7日 農林水産省令第1号

(趣旨)

第1条 農林畜水産業に関する事務又は事業を行うために要する経費について農林水産大臣が行う補助金等の交付に関しては、他の法令に別段の定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(補助金等の交付の申請書類等)

第2条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「令」という。）第3条第1項第5号及び同条第2項第6号の各省各庁の長が定める事項、同条第3項の規定により各省各庁の長の定めるところにより省略することのできる事項及び添附書類並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）第5条の各省各庁の長の定める時期は、補助金等の種類及び補助事業等の内容に応じて、農林水産大臣が別に定める。

(補助金等の交付の条件)

第3条 次に掲げる事項は、農林水産大臣が補助金等の交付を決定する場合に附する条件となるものとする。

- (1) 補助事業者等は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならないこと。
- イ 補助事業等に要する経費の配分の変更（農林水産大臣が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - ロ 補助事業等の内容の変更（農林水産大臣が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - ハ 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに農林水産大臣に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業者等は、間接補助金等の財源に充てるべき補助金等の交付を前金払又は概算払により受けた場合において、当該交付を受けた補助金等の額が、既に間接補助事業者等に対して交付している間接補助金等の額をこえているときは、遅滞なく、当該間接補助事業者等に対し、そのこえている額に相当する金額の間接補助金等を交付しなければならないこと。
- (4) 補助事業者等は、地方公共団体の場合にあつては、当該補助事業等に係る国の補助金等と当該補助事業等に係る当該地方公共団体の予算及び決算との関係を明らかにした別記様式による調書を作成してこれを保管し、地方公共団体以外の者の場合にあつては、当該補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しておかななければならないこと。
- (5) 補助事業者等は、補助事業等に係る間接補助金等の交付の決定をする場合においては、当該間接補助事業等について第1号及び第2号に掲げる条件その他農林水産大臣が補助金等の交付の決定に当って附した条件を遵守するに必要な条件を附し、かつ、前号に掲げる条件と同趣旨の条件を附すること。

（処分の制限を受ける期間）

第5条 令第14条第1項第2号に規定する期間は、別表に掲げるとおりとする。

（実績報告）

第6条 法第14条の規定による報告は、補助事業等の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助金等の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、別に定める様式による実績報告書に別

に定める書類を添え、正副2部を農林水産大臣に提出してするものとする。ただし、農林水産大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

- 2 地方公共団体に対し補助金等の全額が前金払又は概算払により交付された場合における前項の報告の期日は、同項の規定にかかわらず、補助金等の交付の決定のあった年度の翌年度の6月10日までとする。

別記様式（省略）

別表（第5条関係）

	補助金等の名称	処分を制限する財産の名称		処分制限期間 (年)
		施設設備等の分類	財産の名称、 構造等	
1	農業用施設災害復旧事業費補助 農地災害復旧事業費補助 海岸保全施設等詐欺復旧事業費補助 農業用施設等災害関連事業費補助	建物	省略	省略
		建物附属設備	省略	省略
		建築物	省略	省略
		船舶	省略	省略
		航空機	省略	省略
		車両及び運搬具	省略	省略
		工具	省略	省略
		器具及び備品	省略	省略
		機械及び装置	省略	省略
		ソフトウェア	省略	省略
		生物	省略	省略

4 . 農地等に係る災害復旧事業費補助金交付要綱（抄）

平成12年4月1日 12構改D第284号
最終改正 令和4年4月1日 3農振 第2877号

（農林水産事務次官から各地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

第1 農林水産大臣は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第号。以下「暫定法」という。）の規定に基づく農地等の災害復旧事業に要する費用に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、暫定法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「令」という。）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号。以下「施行規則」という。）様式規定告示（農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（昭和43年10月1日農林省告示第1487号）農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る特別措置適用申請書の様式を定める件（昭和38年1月23日農林省告示第66号）林地荒廃防止施設災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（平成12年3月30日農林水産省告示第449号）林業用施設林道に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める件（昭和31年11月20日農林省告示第903号）林道の災害復旧に係る特別措置適用申請書の様式を定める件（昭和38年1月19日農林省告示第59号）漁業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める件（昭和59年8月16日農林水産省告示第1645号）及び共同利用施設に係る災害復旧事業補助計画概要書等の様式を定める件（昭和59年6月21日農林水産省告示第1396号）をいう。以下同じ。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化施行令」という。）農林畜水産業関係補助金交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）予算科目に係る補助金の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 都道府県知事は、施行規則第4条の規定に基づき申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

第3 都道府県知事は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

第4 交付規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 共通事項

ア 年災別事業費相互間の経費の配分の変更

イ 事業の施行箇所の変更又は間接補助事業の事業主体の変更

(2) 個別事項

ア 農地及び農業用施設について

(ア) 施行箇所ごとの工種（農地については田、畑及びわさび田の区分、農業用施設については、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全及び防災のため池の区分をいう。）の全部若しくは一部の変更又は廃止

(イ) 施行箇所ごとの工種別事業量の30%を超える増減

(ウ) 施行箇所ごとの工種別の工事費が30%に相当する額を超える増減であって、かつ、当該増減の額が300万円を超えるもの。

イ 林業用施設のうち林地荒廃防止施設について（略）

ウ 林業用施設のうち林道について（略）

エ 漁業用施設について（略）

オ 共同利用施設について（略）

第5 都道府県知事は、交付規則第3条第1号イ又はロに掲げる場合に同条第1号の規定により農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設

(農業に係るものに限る。以下同じ。)にあっては地方農政局長等(北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長(以下「沖縄総合事務局長」という。)をいう。以下同じ))の承認を受けようとする場合には、別記様式第1号による災害復旧事業計画等変更承認申請書を農林水産大臣(農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等)に提出しなければならない。

第6 都道府県知事は、交付規則第3条第2号の規定に基づき農林水産大臣(農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等)の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を農林水産大臣(農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等)に提出しなければならない。

第7 適正化法第12条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第2号により当該年度の1月31日までに農林水産大臣(農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等)に提出しなければならない。ただし、農地及び農業用施設にあっては地方農政局長等、共同利用施設にあっては農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、林地荒廃防止施設及び林道にあっては林野庁長官、漁業用施設にあっては水産庁長官が別に定める概算払請求書の提出をもってかえることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が当該補助事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について(昭和42年5月1日付け蔵計第946号)に係る報告を、各交付決定の単位により、農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等、林地荒廃防止施設及び林道にあっては林野庁長官、漁業用施設にあっては水産庁長官に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。

3 第1項による報告のほか、農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等、林地荒廃防止施設及び林道にあっては林野庁長官、漁業用施設にあっては水産庁長官は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

第8 第2ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、施行規則第6条の規定に基づき事業成績書を提出するに当たって第2ただし書に該当した各事業主体について当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかに

- なった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 2 第2ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、施行規則第6条の規定に基づき事業成績書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記様式第3号により速やかに農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等）に報告するとともに、その返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、適正化法15条の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等）に報告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、施行規則第6条の規定に基づき収支精算書を提出するに当たって間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、収支精算書の摘要欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載するものとする。
- 第9 都道府県知事は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 第10 都道府県知事は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておくなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整理して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 都道府県知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第11 都道府県知事は、令第7条による補助金交付の申請、令第8条の規定による事業成績書及び収支精算書の提出、第5の規定による計画変更、第7の規定による状況報告及び概算払請求並びに第8の規定による消費税仕入控除税額の実績報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、様式規定告示及び本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書面等の一部又は全部を書面より提出することを妨げない。

2 都道府県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、様式規定告示及び本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示及び命令については、都道府県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法により行うことができる。

4 都道府県知事が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用規約に従わなければならない。

第12 適正化施行令第13条第4号の規定に基づき農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件の取得価格が50万円以上となるものとする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等）の承認を受けなければならない。

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

第13 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第3から第10までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。

- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
 - (3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
- 2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第4号による契約に係る指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
 - 3 都道府県知事は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
 - 4 都道府県知事は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等）の承認を受けてから承認を与えなければならない。
 - 5 都道府県知事は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
 - 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国

に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

- 7 都道府県知事は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

附則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号～4号（省略）

5．農地防災事業等補助金交付要綱（抄）

昭和31年8月30日 31農地第4122号
最終改正 令和4年4月1日 3農振第2888号
（農林事務次官から各地方農政局長、国土交通省北海道開発局長、
内閣府沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

- 第1 農林水産大臣は、農地及び農業用施設に係る農地防災事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、土地改良法（昭和24年法律第195号）地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）地すべり等防止法施行令（昭和33年政令第112号）農業用施設災害関連事業の実施について（昭和40年9月10日付け40農地D第1129号農林事務次官依命通知）ため池災害関連特別対策事業実施要綱（昭和61年4月4日付け61構改D第272号農林水産事務次官依命通知）特殊地下壕対策事業実施要綱（平成9年4月1日付け9構改D第264号農林水産事務次官依命通知）農地災害関連区画整備事業実施要綱（平成元年5月29日付け元構改D第347号農林水産事務次官依命通知）農地保全に係る地すべり等防止施設補修事業実施要綱（昭和60年4月5日付け60構改D第395号農林水産事務次官依命通知）海岸及び地すべり防止施設災害関連事業実施要綱（昭和40年9月10日付け40農地D第1139号農林事務次官依命通知）災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成2年6月7日付け2構改D第239号農林水産事務次官依命通知）東日本大震災に対処するための災害復旧関連事業実施要綱（平成23年5月2日付け23農振第374号農林水産事務次官依命通知）農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け

24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)、福島農業基盤復旧再生計画調査実施要綱(平成26年3月28日付け25農振第1987号農林水産事務次官依命通知)、福島農業基盤復旧再生計画調査実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2154号農林水産省農村振興局長通知)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)、予算科目に係る補助金の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件(平成13年4月13日農林水産省告示第538号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 第1の農地防災事業等に要する経費及びこれに対する補助金は次のとおりとする。

- (1) 都道府県が行う別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(1)から(9)までの事業については、当該事業に要する経費に対し、同表の補助率の欄に掲げる率を乗じた額
- (2) 市町村、土地改良区、農業協同組合、その他都道府県知事が相当と認める者(以下「団体」という。)が行う別表(第2及び第8関係)の事業の欄の(1)から(8)までの事業については、当該事業に要する経費について都道府県が同表の補助率の欄に掲げる率を超えて補助する場合における当該補助に要する経費からその超える部分の補助に要する経費を除いた経費に相当する額

第3 交付規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号(別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(1)の農業用施設災害関連事業(以下「災害関連事業」という。))にあつては、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(昭和43年10月1日付け農林省告示第1487号(以下「告示」という。))の3の補助金交付申請書の様式に準ずる様式))のとおりとし、補助

金の交付を受けようとする都道府県知事は、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあっては農林水産大臣（別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる（8）及び（10）の事業については国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）を經由し農林水産大臣）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）その他の都府県にあっては当該都府県区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

- 3 北海道開発局長は、北海道から第1項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に交付決定の依頼をするものとする。

第4 交付規則第2条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出時期は、当該都府県の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。）が別に通知する日までとする。

第5 地方農政局長等は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事（北海道にあっては、別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる（8）の事業については、北海道開発局長を經由し北海道知事）（以下「都道府県知事等」という。）にその旨を通知するものとする。

- 2 第3第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

第6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号（災害関連事業にあっては、告示の8の災害復旧事業計画

等変更承認申請書の様式に準ずる様式)による変更承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第8に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第8に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 都道府県知事は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。
- 3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 北海道開発局長は、北海道から第1項及び第2項の変更承認申請書の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。
- 第7 地方農政局長等は、第6第1項及び第2項による変更承認申請書の提出があったときは、審査の上、変更承認すべきものと認めたときは速やかに変更承認を行い、都道府県知事等にその旨を通知するものとする。
- 第8 交付規則第3条第1項イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 都道府県が行う事業

ア 地区における次に掲げる変更

(ア) 経費の配分の変更

工事費の各費目相互間の30パーセント(30パーセントに相当する額が1,200万円以下の場合には1,200万円)を超える経費の額の増減。ただし、増減額が400万円以下の場合を除く。

(イ) 事業の内容の変更

- a 工種別の事業量の30パーセント(30パーセントに相当する額が1,200万円以下の場合には1,200万円)を超える増減
- b 工種の新設、変更又は廃止
- c 構造若しくは工法の変更又は施行箇所の変更

(2) 団体が行う事業

ア 事業実施主体の変更

イ 地区(災害関連事業にあっては、箇所)相互間の間接補助金の額の

流用

ウ 地区（災害関連事業にあっては、箇所）ごとに、次に掲げる事業の内容の変更

(ア) 工種別の事業量の30パーセント（30パーセントに相当する額が400万円以下の場合は400万円）を超える増減

(イ) 工種の新設、変更又は廃止

第9 都道府県知事は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

3 第1項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって第1項の届出書の提出に代えることができる。

第10 都道府県知事は、第3第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第5第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

第11 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

第12 都道府県知事は、別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる（1）（2）及び（4）から（9）の事業について、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第4号により、遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣（別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる（8）の事業については、北海道開発局長を経由し農林水産大臣）、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

ただし、地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）が別

- に定める概算払請求書の提出をもって代えることができるものとする。
- 2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、都道府県知事が当該補助事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について（昭和42年5月1日付け蔵計第946号）に係る報告を、交付決定の単位により、地方農政局（北海道にあっては農林水産省農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局）に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。
 - 4 第1項による報告のほか、地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。
- 第13 都道府県知事は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）が別に定める概算払請求書を官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- 第14 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号（災害関連事業にあっては告示の7の事業成績書及び収支予算書の様式に準ずる様式）のとおりとし、都道府県知事は、当該事業が完了したとき（第6第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれかの早い日（補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第6号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。
 - 3 第3第2項ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の

実績報告書を提出するに当たって第3第2項ただし書に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第3第2項ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下この項において同じ。）に報告するとともに、地方農政局長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長に報告しなければならない。

- 5 北海道開発局長は、北海道から第1項及び第2項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

第15 地方農政局長等は、第14第1項による実績報告書の提出があったときは、審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事等に通知するものとする。

- 2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第16 都道府県知事は、第15第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書

を第14第1項に準じて提出するものとする。

- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第15第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第15第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。
- 4 北海道開発局長は、北海道から第1項の実績報告書の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

第17 地方農政局長等は、第6第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 都道府県知事が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県知事が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

第18 都道府県知事は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第19 適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき、農林水産大臣が定める財産は、1件の取得価格が50万円以上（昭和45年度分以前の予算に係る補助事業により取得したものにあっては5万円以上）のものとする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）の承認を受けなければならない。

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

第20 都道府県知事は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に報告しその指示を受けなければならない。

第21 都道府県知事は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 都道府県知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第5号別紙第7の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項及び第22に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第22 都道府県知事は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第8

号による補助金調書を作成しておかなければならない。

第23 都道府県知事は、第3第1項の規定による交付の申請、第6第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第10の規定による申請の取下げ、第12の規定による状況報告、第13の規定による概算払請求、第14第1項による実績報告、第14第2項による年度終了実績報告及び第14第4項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面より提出することを妨げない。

2 都道府県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

3 地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、第1項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示、命令については、都道府県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

4 都道府県知事が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムの提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

第24 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第6、第8、第9、第11、第12、第14、第16から第18及び第20から第22までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。

(2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）に

においては、都道府県知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

(3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第9号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 都道府県知事は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

4 都道府県知事は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長(北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)の承認を受けてから承認を与えなければならない。

5 都道府県知事は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

7 都道府県知事は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

附 則

- 1 この通知は、平成30年11月15日から施行する。ただし、別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(3)の事業の集落排水施設復旧工事の補助率(2)は平成30年以降に発生した災害について適用する。
- 2 農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について（平成30年11月15日付け30農振第2190号農林水産事務次官依命通知）による改正前の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、地すべり対策事業費補助金交付要綱（昭和33年9月30日付け33農地第3732号農林事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 この通知による改正前の本要綱及び2に掲げる通知によって平成30年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和2年1月30日から施行する。ただし、別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(3)の事業の営農飲雑用水施設復旧工事、農村公園施設復旧工事、集落防災安全施設復旧工事及び情報基盤施設復旧工事の補助率(2)は、令和元年以降に発生した災害について適用する。
- 2 農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について（令和2年1月30日付け元農振第2576号農林水産事務次官依命通知）による改正前の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について（令和2年3月31日付け元農振第3340号農林水産事務次官依命通知）による改正前の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和3年1月28日から施行する。ただし、別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(3)の事業の集落排水施設復旧工事の補助率(2)は令和2年以降に発生した災害について適用する。
- 2 この通知による改正前の農地防災事業等補助金交付要綱の規定により

実施することとされている事業については、なお従前の例による。ただし、第11の規定は、この通知による改正前の農地防災事業等補助金交付要綱第5に基づく交付決定通知により実施した事業についても適用する。

附 則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地防災事業等補助金交付要綱の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林事務次官依命通知）の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。

別紙

別表（第2及び第8関係）

事業	事業細目	補助率
(1) 農業用施設災害 関連事業	災害関連工事	工事費の50/100（沖縄県にあっては60/100、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「特別財政援助法」という。）第5条第1項に定める事業の工事費にあっては50/100（沖縄県にあっては60/100）に同条第2項の規定により算定された額を当該工事費の額で除して得た割合を加えた率）
	ため池災害関連特別対策工事	工事費の50/100（特別財政援助法第5条第1項に定める事業の工事費にあっては50/100に同条第2項の規定により算定された額を当該工事費の額で除して得た割合を加えた率）
	特殊地下壕対策に関する工事	工事費の50/100
(2) 農地災害関連区 画整備事業		工事費の50/100（農業用施設に係る部分については特別財政援助法第5条第1項に定める事業の工事費にあっては50/100に同条第2項の規定により算出された額を当該工事費の額で除して得た割合を加えた率）
(3) 災害関連農村生活 環境施設復旧事業	集落排水施設復旧工事	(1) (2)及び(3)の補助率が適用される場合以外の場合にあっては、工事費の50/100 (2) 特別財政援助法第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ同条第2項の規定により同法第2章又は第5条に規定する措置が指定された災害（以下「激甚災害」という。）に係る市町村等の集落排水施設の災害復旧事業費（災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成2年2構改D第239号）第7に基づき採択通知された事業費をいう。以下「集排復旧事業

		<p>費」という。)と当該集落排水施設の損害により当該市町村等に支払われる保険金額の合計が6,000万円以上、又は当該激甚災害を受けた市町村の当該年度(災害が発生した年の4月1日の属する会計年度をいう。以下同じ。)の標準税収入(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第2条第4項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。)の10%以上(激甚災害に係る集排復旧事業費が当該激甚災害を受けた市町村の当該年度の標準税収入の5%以上10%未満である場合にあっては、当該激甚災害が発生した日までの過去3年間のうちに発生したすべての激甚災害に係る集排復旧事業費の合計を3で除した額が当該市町村の当該年度の標準税収入の10%以上)である場合にあっては、工事費の80/100なお、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村に係る補助率(2)の適用については、同法第19条の規定の例による。</p> <p>(3) ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第3条第1項に基づき、同項第7号に定める集落排水施設の災害復旧事業について補助する場合は、同条第3項により算定された率とする。</p>
	<p>営農印雑用水施設復旧工事 農村公園施設復旧工事 集落防災安全施設復旧工事</p>	<p>(1) (2)の補助率が適用される場合以旧工事外の場合にあっては、工事費の農村公園施設復旧工50/100</p> <p>(2) 特別財政援助法第2条第1項の規定により激甚災害とし</p>

	情報基盤施設復旧工事	<p>て指定され、かつ激甚災害に係る営農飲雑用水施設、農村公園施設、集落防災安全施設及び情報基盤施設に該当する施設の災害復旧事業費の合計（災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成2年2構改D第239号）第7に基づき採択通知された事業費をいう。以下「営農飲雑用水施設等復旧事業費」という。）が6,000万円以上、又は当該激甚災害を受けた市町村の当該年度（災害が発生した年の4月1日の属する会計年度をいう。以下同じ。）の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第4項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。）の10%以上（激甚災害に係る営農飲雑用水施設等復旧事業費が当該激甚災害を受けた市町村の当該年度の標準税収入の5%以上10%未満である場合にあっては、当該激甚災害が発生した日までの過去3年間のうちに発生したすべての激甚災害に係る営農飲雑用水施設等復旧事業費の合計を3で除した額が当該市町村の当該年度の標準税収入の10%以上）である場合にあっては、工事費の80/100なお、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村に係る補助率（2）の適用については、同法第19条の規定の例による。</p>
(4) 災害関連緊急地すべり等防止事業		<p>当該事業に要する経費の1/2又は2/3（渓流において施行するもの及びこれと一体となって直接渓流に土砂を排出することを防止するために施行するもの）</p>
(5) 地すべり等防止		<p>当該事業に要する経費の1/3</p>

施設補修事業		
(6)地すべり防止施設災害関連事業		当該事業に要する経費の1/2(ただし、特別財政援助法第3条第1項第2号に規定する事業にあつては1/2に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和37年政令第403号)第8条第1項の規定により算定された割合を加えた率とする。)
(7)東日本大震災に対処するための災害復旧関連事業	農用地災害復旧関連区画整理事業及び土地改良施設災害復旧関連事業 都道府県が行うもの 市町村が行うもの	東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律(平成23年法律第43号。以下「特例法」という。)第6条第2号に定める額 特例法第6条第4号に定める額
(省略)	(省略)	(省略)

別記様式第1号から9号(省略)

6 . 農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱（抄）

昭和33年9月30日 33農地第3731号
最終改正 令和4年4月1日 3農振第2886号
（農林水産事務次官から各地方農政局長、北海道開発局長、
沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

（通則）

第1 農林水産大臣は、海岸法（昭和31年法律第101号）及び海岸法施行令（昭和31年政令第332号）の規定に基づき実施する農地保全に係る海岸保全施設整備事業等、農地保全に係る海岸耐震対策緊急事業実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1831号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する海岸耐震対策緊急事業、農地保全に係る海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2170号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する海岸堤防等老朽化対策緊急事業、農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱（平成31年3月29日付け30農振第3448号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する海岸保全施設整備連携事業、農地保全に係る海岸メンテナンス事業実施要綱（令和4年4月1日付け3農振第2823号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する海岸メンテナンス事業、農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱（令和3年3月30日付け2農振第2707号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する津波対策緊急事業、農地保全に係る津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要綱（平成18年3月31日付け17農振第1886号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する津波・高潮危機管理対策緊急事業、農地保全に係る海岸環境整備事業実施要綱（昭和49年10月21日付け49構改D第782号農林事務次官依命通知）に基づき実施する海岸環境整備事業及び災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要綱（平成12年3月24日付け12構改D第262号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等

の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象及び補助率）

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表1のとおりとする。

（申請手続）

第3 規則第2条の農林水産大臣（以下「大臣」という。）が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）、以下同じ。）に提出しなければならない。

（交付申請書の提出期限）

第4 規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長等が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第5 地方農政局長等は、第3の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第3の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は1月とする。

（申請の取下げ）

第6 補助事業者は、第3の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第5第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

（契約）

第7 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。
ただし、第9に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

1 別表1の事業欄等に掲げる1、3及び4の事業(都道府県が実施するもの(以下「都道府県営事業」という。))及び市町村が実施するもの(以下「市町村営事業」という。))に係るものにあつては、次に掲げるものとする。

- (1) 都道府県営事業
 - ア 地区相互間の経費の額の流用
 - イ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (ア) 経費の配分の変更
工事費の各費目相互間の30パーセントを超える経費の額の増減。ただし、増減額が400万円以下の場合を除く。
 - (イ) 事業の内容の変更
 - a 工種別の事業量の30パーセントを超える増減
 - b 工種の新設、変更又は廃止
 - c 構造若しくは工法の変更又は施行箇所の変更
- (2) 市町村営事業
 - ア 事業主体の変更

- イ 地区相互間の経費の額の流用
- ウ 地区ごとに次に掲げる事業の内容の変更
 - (ア) 工種別の事業量の30パーセントを超える増減
 - (イ) 工種の新設、変更又は廃止

(事業遅延の届出)

第10 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第11 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第4号により、事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第5号に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が補助事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について（昭和42年5月1日付け蔵計第946号大蔵大臣通知）に係る報告を、各交付決定の単位により、地方農政局（北海道にあっては農林水産省農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局）に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。
- 3 第1項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただ

し書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が整った範囲で行うものとする。

- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第7号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14 地方農政局長等は、第13の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第15 補助事業者は、第14第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があった等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第13

第1項に準じて提出するものとする。

- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第14第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第14第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第16 地方農政局長等は、第8第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

第17 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第18 取得財産等のうち施行令第13第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第19 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

（補助金の経理）

第20 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第6号別紙第7の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項及び第21に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

第21 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第8号による補助金調書を作成しておかなければならない。

（市町村の申請）

第22 補助事業者が市町村であり、この要綱に規定する書類を地方農政局長等に提出する場合には、当該市町村の区域を管轄する都道府県知事を経由して提出するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第23 補助事業者は、第3の規定による交付の申請、第6の規定による申請の取下げ、第8第1による計画変更、中止又は廃止の申請、第11の規定による状況報告、第12の規定に概算払請求、第13第1項による実績報告及び第13第2項による年度終了実績報告(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「システム」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面より提出することを妨げない。

2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

4 補助事業者が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

別表 1

事業	経費	補助率
1~3 (省略)		

4 海岸保全施設災害 関連事業	海岸保全施設災害関 連事業に要する経費	当該経費の1/2（離島、北海道にあつては設災害関連事業に要する経5.5/10、沖縄県にあつては3/5、奄美群島にあつては2/3）ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第3条第1項第2号に規定する事業にあつては1/2（離島、北海道にあつては5.5/10、沖縄県にあつては3/5、奄美群島にあつては2/3）に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）第8条第1項の規定により算出された割合を加えた率とする。
5 災害関連緊急大規模漂着流木等処理 対策事業	災害関連緊急大規模 漂着流木等処理対策事 業に要する経費	当該経費の1/2

別記様式第1号～別記様式第8号（省略）

7 . 激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱（抄）

昭和48年3月12日 48構改D第 59号
最終改正 令和3年4月1日 2農振 第3614号
（農林水産事務次官から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

（通則）

第1 農林水産大臣は、激甚災害に係る湛水排除事業を土地改良区又は土地改良区連合が行うために要する経費につき都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）激甚災害に係る湛水排除事業事務取扱要綱（昭和47年11月10日付け47農地D第843号農林事務次官依命通知）及び激甚災害に係る湛水排除事業査定要領（昭和47年11月10日付け47農地D第844号農地局長通知）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の対象及び補助率）

第2 補助率は、事業費にあつては都道府県が補助対象経費の10分の9以上を事業主体に補助する場合における当該補助に要する経費の10分の10（都道府県が補助対象経費の10分の9をこえて補助する場合にはそのこえる部分の補助に要する経費を除いた額）とする。

（申請手続）

第3 交付規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする都道府県知事は、交付申請書を地方農政局長等（北海道及び沖

縄県にあっては農林水産大臣、それ以外の地域にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第4 第3に規定する交付申請書の提出期限は、地方農政局長等、が別に定める日までとする。

（交付決定の通知）

- 第5 地方農政局長等は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。

- 2 第3第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

- 3 地方農政局長等は、第3第1項の規定により提出された交付申請書が実績報告書を兼ねる場合には、その書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その申請に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第1項に規定する交付決定と併せて都道府県知事にその旨を通知するものとする。

（申請の取下げ）

- 第6 都道府県知事は、第3第1項の規定による交付申請（実績報告を兼ねる場合は除く。）を取り下げようとするときは、第5第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第7 交付規則第6条第1項の農林水産大臣が別に定める実績報告書は、別

記様式第2号のとおりとし、都道府県知事は、補助事業が完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第3第1項による交付申請書（実績報告書を兼ねる場合に限る。）又は第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第3第2項又は前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第3号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第8 地方農政局長等は、第7第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第9 地方農政局長等は、次に掲げる場合には、第5の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 都道府県知事が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県知事が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
- (4) 土地改良区等が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 土地改良区等が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第8第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（補助金の経理）

第10 都道府県知事は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 前2項及び第11に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

第11 都道府県知事は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第4号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第12 都道府県知事は、土地改良区等に補助金を交付するときは、第7第2項及び第3項並びに第9から第10までの規定に準ずる条件を付すほか、次に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、都道府県知事は、土地改良区等から第2号イに係る納付を受けた場合は、その金額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。

(2) 財産の管理等

ア 土地改良区等は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

イ 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(3) 財産の処分の制限

ア 土地改良区等は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）において、取得財産等のうち1件当たりの取得金額が50万円以上の機械及び器具を処分しようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

イ アの承認については、第2号イの規定を準用する。

(4) 財産管理台帳の整備

土地改良区等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、別記様式第5号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(5) 契約等

ア 土地改良区等は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

イ 土地改良区等は、アにより契約をしようとする場合は、当該契約に係

る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第6号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

- 2 都道府県知事は、土地改良区等が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項第3号のアの承認をしようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 都道府県知事は、第1項第3号により土地改良区等から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 6 都道府県知事は、土地改良区等に関して、土地改良区等から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

別記様式第1号～別記様式第6号 (省略)

8 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する閣議了解（抄）

昭和30年6月14日

閣 議 了 解

1、2 （省略）

3 災害復旧事業費決定に関しては、左記の事項について大蔵大臣に協議すること。

(1) 査定方針（「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」または「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の解釈並びに自由裁量に属する部分の処理の基準）

(2) 単価の決定並びにその変更

(3) 査定の方法（査定の実施に関する具体的計画）

9 所謂施越工事に対する補助について

昭和31年4月30日 蔵計第1024

（補助金等適正化中央連絡協議会会長から補助金等適正化地方連絡協議会会長あて）

標記の件に関し、別紙のとおり、差し当りの見解及び方針として補助金等適正化中央連絡協議会の決定をみたので、その周知徹底につき宣しくお取計らい願いたい。

（別紙）

所謂施越工事に対する補助について

1 所謂施越工事を施行すること及び所謂施越工事に対して補助することは、法律上差し支えない。

2 所謂施越工事を施行した上、これに対して国庫の補助を申請する場合、従来通例行われていたようにその施工済にかかる工事を申請後施行する予定のものとして申請し補助金等の交付を受けることは、補助金等適正化法第29条第1項の要件に該当する場合がありますので、その場合は罰則の適用をみることとなる。

3 補助金等適正化法の施行に伴い、所謂施越工事については今後施工済なる旨を明りようにして補助の申請がなされることとなろうが、このように申請の形式が変更されることによって特に所謂施越工事に対する補助予算

の配分に関する関係各省各庁の従来のそれぞれの取扱方を変更することはないものとする。

右の取扱は、関係各省各庁が従来所謂施越工事に対して補助することを例としていた事業種目以外の事業種目に属する所謂施越工事についてまで、新たに補助する例を開く趣旨ではない。

- 4 所謂施越工事は予算実行上の方針としては原則として好ましくない現象であるが、現状では公益上真にやむを得ないと認められる場合があることも否定できないので、その辺の具体的実情に即した取扱方の改善に関する一般の方針については、補助金合理化の線に沿って今後関係各省各庁が本連絡協議会において検討するものとする。

10 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助における消費税相当額の取扱いについて（抄）

平成 5 年 7 月 26 日 5 総第 403 号

（農林水産事務次官から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、各都道府県知事あて）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号。以下「法」という）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 152 号。以下「令」という。）及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 94 号。以下「規則」という）に基づいて農林水産業施設災害に係る災害復旧事業を実施する過程において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する課税仕入れを行うときには、仕入れ先に対し消費税相当額を含む支払いを行うが、事業主体の性格等によっては、確定申告の際に当該消費税相当額を仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税納付額から控除できる場合がある。

このため、農林水産業施設災害に係る災害復旧事業における補助金交付申請等における消費税相当額の取扱いは、今後、下記によるものとされ、平成 5 年度の補助金に係る予算の執行から適用することとされたので、御了知の上、これらの措置の適正かつ円滑な実施を図られたい。

なお、既に平成 5 年度の補助金に係る補助金交付申請書を提出した都道府県知事については、下記の第 1 のただし書により補助金交付申請書を提出した都道府県知事とみなすこととされたので、御了知されたい。

以上、命により通達する。

記

第1 都道府県知事は、規則第1条の2の規定に基づき補助金交付申請書を提出する場合において、令第6条の規定により通知を受けた補助金の額に消費税仕入控除税額（災害復旧事業費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）が含まれているときは、その金額を補助金の額から減額して補助金交付申請書を提出しなければならない。ただし、補助金交付申請書の提出時において消費税仕入れ控除税額が明らかでない場合においては、この限りではない。

第2 第1ただし書により補助金交付申請書を提出した都道府県知事は、規則第4条の2の規定に基づき事業成績書を提出する場合において、消費税仕入控除税額が明らかになったときは、その金額を補助金の額から減額して事業成績書を提出しなければならない。

第3 第1ただし書により補助金交付申請書を提出した都道府県知事は、消費税の申告により、消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（別紙様式）を作成し、速やかに農林水産大臣に報告するとともに、確定した消費税仕入控除税額に相当する額（第2の規定により消費税仕入控除税額を補助金の額から減額して事業成績書を提出した都道府県知事については、その減額した額が確定した消費税仕入控除税額に満たない場合には、その差額に相当する額）を法第4条の規定により返還しなければならない。

別紙様式（省略）